無縁墳墓等改葬公告

宗教法人瀧澤寺墓地改葬並びに、墓所整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十七年七月三十一日

一、墳墓等所在地　宮城県仙台市太白区緑ヶ丘一丁目一番一号

一、墳墓等の名称　宗教法人瀧澤寺墓地内
髙橋家之墓　真壁家之墓　粟野家之墓　渡邊家之墓

一、死亡者の氏名及び本籍
一、髙橋家之墓　髙橋二郎　髙橋あさよ　各本籍宮城県仙台市太白区長町一丁目三〇番地
一、真壁家之墓　真壁隆　眞壁政子　真壁悦子　各本籍宮城県仙台市若林区若林二丁目八番
一、粟野家之墓　粟野和子　本籍福島県福島市天神町七三番地
一、渡邊家之墓　渡邊市次郎　渡邊一男　渡邊とし江　渡邊邦夫　渡邊くに子　各本籍不詳
渡邊ヨシ　本籍宮城県仙台市西の平二丁目四八番地　渡邊光男　本籍宮城県仙台市長町字芦ノ口四八番地

一、改葬を行おうとする者　宮城県仙台市太白区緑ヶ丘一丁目一番一号　宗教法人瀧澤寺　代表役員　庄司　行正

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご了承知下さい。

平成二十七年七月三十一日

一　墳墓等所在地　東京都大田区萩中一丁目一三番一三号

一　墳墓等の名称　正覚寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳
丸山家　彦坂家　井形家　古飛家　越前屋家
荒木田家　林家　廣田家　石川家　加藤家　村山家　内藤家　福嶋家　鈴木家　三浦家　島本家　武田家　鈴木家　星野家　吉本家　松本家
山田家　金田家　加藤家　吉村家　松田家
小林家　西岡家　山田屋家　小林家　他不詳墓八基

一　改葬を行おうとする者　東京都大田区萩中一丁目一三番一三号　宗教法人正覚寺　住職　佐竹　宣昭

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年七月三十一日

一、墳墓等所在地　滋賀県愛知郡愛荘町栗田一七七番地、滋賀県愛知郡愛荘町栗田一七六番地三

一、墳墓等の名称　瀬戸三墓地（旧墓地）

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県愛知郡愛荘町栗田二二五の三　栗田区長　礒嶌　和夫、滋賀県愛知郡愛荘町野々目三五　長塚区長　西川　護

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承知下さい。

平成二十七年七月三十一日

一、墳墓等所在地　大阪府茨木市北春日丘一丁目一二七番三

一、墳墓等の名称　宗祖寺霊苑

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳　西田　保

一、改葬を行おうとする者　大阪府箕面市粟生新家五丁目九番四五号　宗教法人本派日蓮宗本因妙寺　住職　木村　重雄

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による西名目所土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　新潟県新潟市東区末広町八番九号
氏名　張　啓東

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により西名目所土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

なお、換地処分通知書内の不服申し立てに係る教示、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを西名目所土地区画整理組合事務所の掲示場所において平成二十七年七月三十一日より掲示します。

平成二十七年七月三十一日

新潟県新潟市北区西名目所二五二四番地
西名目所土地区画整理組合
理事長　近藤耕一郎

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成27年７月31日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社桧家住宅北関東　②栃木県知事(1)4782　③代表取締役　渡沼徹也　④茨城県つくば市高野台２－３－６　⑤1000万円　⑥栃木県知事　⑦茨城県つくば市高野台２－３－６　株式会社桧家住宅北関東　代表取締役　渡沼徹也

①東急不動産株式会社　②国土交通大臣(5)45　③代表取締役　植村仁　④東京都渋谷区道玄坂１丁目21番２号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区道玄坂１丁目２番１号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂１丁目21番２号　東急不動産株式会社　代表取締役　植村仁

①大東建設株式会社　②東京都知事(1)91939　③代表取締役　中村浩一　④東京都北区赤羽２丁目51番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都北区赤羽２丁目51番３号　大東建設株式会社　代表取締役　中村浩一

①ＮＥＣファシリティーズ株式会社　②国土交通大臣(3)6911　③代表取締役　辻登志夫　④東京都港区芝二丁目22番12号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市中区新栄二丁目28番22号ＮＥＣ名古屋ビル８階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝二丁目22番12号　ＮＥＣファシリティーズ株式会社　代表取締役　辻登志夫

①有限会社秀林不動産　②静岡県知事(6)7214　③代表取締役　林志郎　④静岡県沼津市本郷町26―36　⑤1000万円　⑥静岡県知事　⑦静岡県沼津市本郷町４―８　林志郎

債権申出の公告（第一回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十七年六月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年七月三十一日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一四番一五号
カブメ株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
佐藤　雅訓